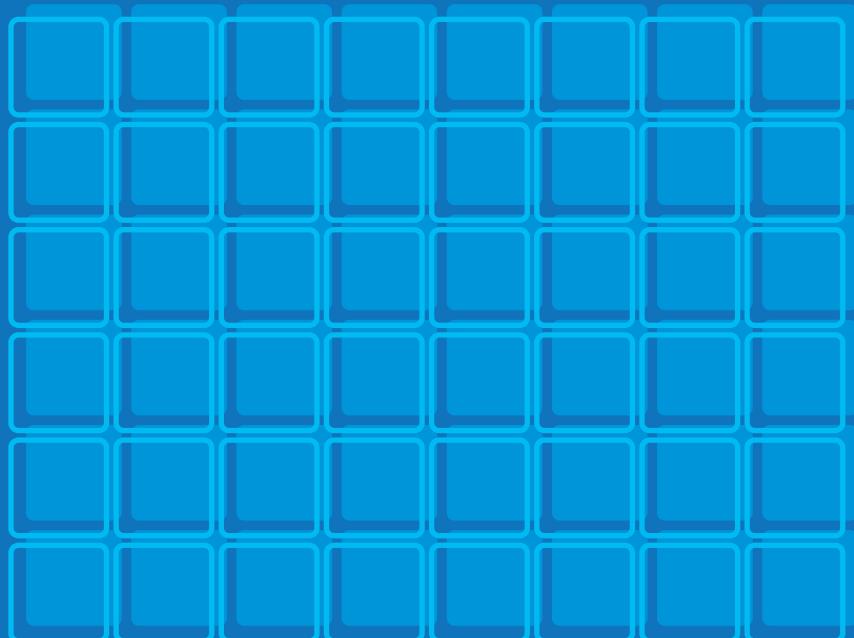


東亜リース 総合補償制度



 東亜リース株式会社

自動車補償制度

◆対象機種

2トンダンプ・4トンダンプ・3軸ダンプ・小型ダンプ
貨物自動車他登録ナンバー付自動車(大型特殊・小型特殊含む)

◆補償内容

対人賠償

『運転中あやまって第三者を死傷させてしまった場合』
無制限(自賠責含む)

対物賠償

『運転中あやまって第三者の財物を破損させてしまった場合』
500万円(免責額は別表を参照) 1事故限度額

人身傷害

『運転中あやまってレンタカーの搭乗者が死傷してしまった場合』
3,000万円 死亡・後遺障害 1名限度額
損害の額に基づいて保険金をお支払い致します。
尚、労災保険等から給付がある場合は、その給付額を差し引きます。

車両補償

『運転中あやまってレンタカーを破損させてしまった場合』
一部損害・全損の免責金額は最寄の営業所へお問い合わせ下さい。

◆補償できない主な損害

- ★補償制度に加入していない場合(共通)
- ★事故を起こした人と死傷した被害者が、父母、配偶者、子供、会社同僚の場合(対人)
- ★事故を起こした人及び会社が所有、使用、管理している財物に損傷を与えた場合(対物)^{※1}
- ★保険会社に同意を得ないで示談してしまった場合の賠償金(対人・対物)
- ★警察への未届事故(対人・車両)
- ★無免許や酒酔い、麻薬等による運転中の事故(車両・人身傷害)
- ★故障による損害(車両)
- ★詐欺・横領によって生じた損害(車両)
- ★タイヤのみの損害(車両)
- ★欠陥、摩耗、さび等の自然の消耗による損害(車両)
- ★道路交通法違反(高さ制限不注意等運送中に落とした荷物)による事故(車両、対物)
- ★車から取り外された部品、付属品の損害(車両)
- ★保険会社が約款に基づき対象外と認定した事故等(共通)
- ★地震・津波・噴火・洪水等の天災による事故(共通)
- ★ジョベルローダー等除雪時に路面突起物(マンホール等)によりプラウ・バケット等を破損した場合

※1 他社からレンタル中の機械を破損した場合補償対象となりません。

東亜リース総合補償制度はオリジナルの補償制度です

◆対象外事故例



地震・津波その他天災により自動車が損壊した。



レンタル車両の鍵をサンバイザーにはさみ車を離れた為、簡単に盗難された。



アームを閉じずに走行中にトンネルと接触し破損した。



無免許や酒酔い運転等の事故。



洪水・噴火等の天災により自動車が損壊した。

自走式建設機械補償制度

◆対象機種

掘削機・押しブル・不整地走行車・クローラーダンプ・その他
(登録ナンバーなし)

◆補償内容

対人賠償

対物賠償

併せて一事故限度額

2億円

免責金額は最寄の営業所へお問い合わせ下さい

◆この補償の対象となるもの

レンタルされた自走式建設機械が建設現場で使用されている間、お客様の管理ミス・使用上のミスによって第三者の身体及び財物に損害を与えた場合。(医療費実費補償)

【具体例】

- ★ブルトーザーを運転中に別会社の従業員にけがをさせてしまった。
- ★ミニバックホーの運転中操作ミスによって第三者の自動車を破損させてしまった。
- ★バックホー旋回中に誤って他社の発電機にぶつけてしまった。
- ★油圧ショベルでガラを積み込み中、操作ミスによって電話線を切断した。
- ★掘削作業中にあやまって埋没してあった水道管を破損した。
- ★工事中に民家の玄関を破損した。
- ★操作レバーの戻り不良でブームがあがってしまい屋根を破損させた。
- ★リース物件のタイヤローラで作業中、折り畳み式屋根のロックピンが未着装で屋根が倒れユーザー従業員が負傷した。等々

東亜リース総合補償制度はオリジナルの補償制度です

◆補償できない主な損害

- ★補償制度に加入していないとき。
- ★酒酔い・麻薬使用等による操作中の事故。
- ★地震・噴火・洪水・津波等の天災による事故。
- ★故意・詐欺・ねつ造事故等または、重大な法令違反によって生じた損害。
- ★事故を起こした人及び会社の管理下にある財物の損害。
- ★他社からレンタル中の機械を破損した場合。
- ★掘削工事に伴う土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れ・軟弱化もしくは、土砂の流出・流入、留土地の工作物その収容物などの損壊及び地下水の増減による損害。
- ★事故を起こした人と死傷した被害者が、同じ勤務先の従業員の場合。
- ★工作車による公道走行中の損害。
- ★犯罪行為または、闘争行為・搭乗者の自殺行為。
- ★戦争暴動労働争議行為によって生じた災害。
- ★差押え・摘発・没収・破壊等国又は、公共団体などの公権力行使によって生じた損害。
- ★ちり・ほこり・騒音・核汚染などによって生じた損害。
- ★事故に携わる間接的損害等。
- ★車両系運転技能終了資格を有しない者の運転操作による事故の損害。
- ★労災対象で下請け人、使用者が作業中におった身体障害。
- ★自損事故による重機オペレーターのお怪我・入院による損害

※賠償責任事故の状況によっては、お客様の請負賠償責任保険又は、労災保険を優先し、その上乗せとして本補償制度を適用させていただく場合があります。

◆対象外事故例



建機作業中に同じ現場で作業中の同僚に接触した。



建機で公道を移動中に民家に接触し破損させた。



レンタルした建機で自分の会社の建物を破損させた。

動産総合補償制度

◆対象機種

レンタルする全ての建設機械・器具(ハウス・トイレ等も含みます)
(バケット・ゴムクローラ・バケットシリンダー・フック等・備品消耗品は、除く)

◆補償内容

部分損事故 → 免責金額は最寄の営業所へお問い合わせ下さい。

盗難・全損事故 → 免責金額は最寄の営業所へお問い合わせ下さい。

◆この補償の対象となるもの

主な事故として盗難・破損・火災・破裂・落雷・車両の衝突・転覆など。

【具体例】

- ★レンタル機械の保管中及び作業中の現場内における火災によって焼失。
- ★何者かによっておいてあった機械が盗まれた。
- ★何者かによっていたずらされ機械が壊された。
- ★バックホーのブーム・アーム及び付随の配管を破損した。等々

◆補償の対象とならない損害

- ★この補償制度に加入していないとき。
- ★故意・重大な過失による損害。
- ★戦争・変乱・暴動・労働争議等によって生じた災害。
- ★差押え・摘発・没収・破壊等・国または公共団体などの公権力の行使によって生じた損害。
- ★ちり・ほこり・騒音・核汚染などによって生じた災害。
- ★地震・洪水・噴火などの天災とこれらによる津波によって生じた損害。
- ★事故に関わる間接的損害。
- ★車両系運転技能終了等を有しないもの運転操作による事故の損害。
- ★事故発生時の連絡が遅延した時、免責事項となる場合有り。
- ★機械で現場内走行中誤って川に落下し、水没してしまった。
- ★常識的始業点検を怠った使用によるもの。(作業油・オイル・冷却水・安全装置等)
- ★製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害。
- ★バケット・アタッチメント本体並びに本体と接する部分(ブッシュ等)の損害。
- ★鉄クローラ・パット機のシュー及パット又は、ゴムクローラの損害。
- ★自然消耗・性質によるさび、かび、変質、虫食い。
- ★置き忘れ・紛失による損害。

東亜リース総合補償制度はオリジナルの補償制度です

◆補償できない主な損害

- ★凍結による損害。
- ★詐欺・横領による損害。
- ★盗難事故時警察に届け出しなかった場合。
- ★期間を無断で延滞して使用した場合。
- ★用途外使用(本来の使用目的を逸脱した作業)による事故。
- ★部品の部分盗難(バッテリーのみ盗まれた等)
- ★無断転貸中の事故。
- ★回避義務を怠ったことによる風水災事故。

【具体例】

- ★点検上、エンジンオイルが無い事に気付かず使用中、エンジンが焼き付けを起こした。
- ★オーバーロードによりエンジンが焼き付いてしまった。
- ★走行中、ギアチェンジのタイミングが悪く、ギアボックスを破損させた。
- ★契約者の債権者が勝手に機械を差し押さえてしまった。
- ★飲酒及び薬物使用中の事故。
- ★重機等を車に積み下ろしする際の事故。
- ★重機等を積載中、トンネル又はガード等に衝突した場合や車から落下した場合等。
- ★机・イス・ストーブ等、備品が火災にあった場合。

◆対象外事故例



レンタルした発電機を倉庫から盗まれたが警察に届けなかつた。



地震により地盤が崩れ、建機が転落、破損した。



運転資格を持たないオペレーターによる建機破損事故。



鉄クローラー、パット機の
シュー及パット又は、ゴムク
ローラーの損害。



「正しい使用方法」以外での使
用中に発生した損害。

東亜リース総合補償制度 共通対象外規定

- 1 総合補償制度に未加入の場合
- 2 お客様の同僚間同士の事故による損害
- 3 事故の被害者との個別の取り決めによって生じた加重損害
- 4 又貸し後に生じた損害
- 5 詐欺、横領によって生じた損害
- 6 故意、重大な過失、または飲酒、無免許、薬物等の法令違反の状態で生じた損害
- 7 戦争、暴動等の騒乱、または犯罪、自殺等による損害
- 8 差し押さえ、没収等の公権力によって生じた損害
- 9 じんあい、騒音による損害
- 10 原発事故等の放射能汚染による損害
- 11 有害物質飛散による損害
- 12 埋没等によって、現物の確認が不能な場合
- 13 地震が原因による損害(津波、噴火も含む)
- 14 予見可能な風水災で回避措置を行わなかったことによる損害
- 15 紛失による損害
- 16 使用不能等の間接損害
- 17 アタッチメント、キャタピラ等の常時地面に接する部分のみに生じた損害
- 18 燃料物質が原因で生じた損害
- 19 レンタル機を改造して使用したことによって生じた損害
- 20 レンタル機を定められた使用方法から逸脱して使用したことによって生じた損害
- 21 事故発生報告が遅れたため、損害の確認がとれない場合
- 22 日本国外で発生した損害
- 23 お客様が使用する建機、自動車によってレンタル機を破損した場合
- 24 補償制度の限度額を超過した損害